

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	平野工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	8,251,200	平成29年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
2	鶴見工場焼却設備中間整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	25,920,000	平成29年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	東淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	156,168,000	平成29年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場焼却設備中間整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	17,226,000	平成29年4月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	325,080,000	平成29年5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	8,100,000	平成29年5月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	(株)福島製作所	13,392,000	平成29年5月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	八尾工場灰クレーン2号機荷重計修繕	09C清掃施設工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	1,782,000	平成29年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

3 隨意契約理由

平野工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えることなくため、ボイラー設備の補修を緊急に実施する必要がある。

本設備はJ F E エンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJ F E エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場
(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 隨意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーン設備は、一般廃棄物処理施設にたえず搬入し貯留されるごみを、積み替え・攪拌・投入作業で24時間連続で稼動させる必要があることから、一般廃棄物処理施設の受け入れ設備として非常に重要な役割を果たしている。クレーン設備を構成する機器や部材は、機械的な運動や過酷な使用環境により摩耗や劣化が進行しやすいことからも、今回消耗部品や機器の取替を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーンバケットのじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物処理施設にごみをたえず搬入し、貯留されるごみを積み替え・攪拌・投入作業で24時間連続で稼動させる必要がある。また、灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理を行った焼却灰をトラックに積み込むための設備であり、常に多湿の環境にさらされている。また、粗大ごみクレーンバケットは、粗大ごみを積み替え・攪拌・投入作業を行っている。これらのバケットを構成する機器や部材は、機械的な運動や過酷な使用環境により、摩耗や劣化が進行しやすいことからも、今回消耗部品や機器の取替を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場灰クレーン2号機荷重計修繕

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 隨意契約理由

今回修繕を行う灰クレーン設備は、灰ピットから灰運搬車への灰積込み、灰ピット内の灰のならし、積替えする設備である。

当工場の灰クレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。

本修繕については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していくことが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した (有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）